

# 公益社団法人 日本バス協会

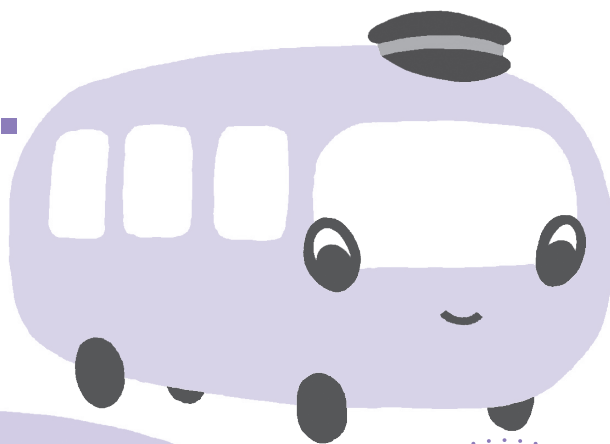
# バスジャック団体保険制度

## (レジャー・サービス施設費用保険)

# ご加入のご案内

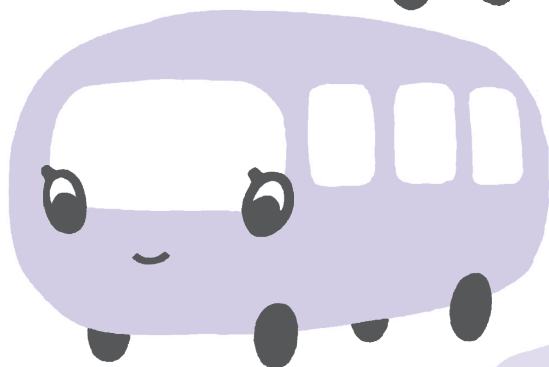
### セバスパパ

やさしくって力持ち。  
趣味は街の散歩。  
顔が広く、たくさんの  
バスから慕われている。  
座右の銘は安全第一。



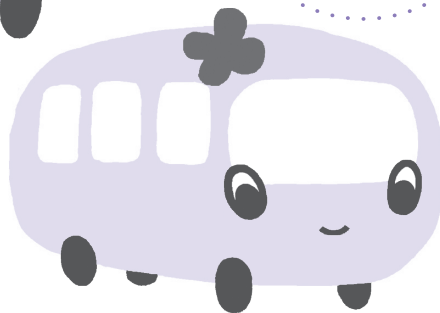
### セバスママ

しっかり者で節約家。  
特技は観光ガイド。  
名所旧跡はもちろん、  
各地の新スポット  
にも詳しい。



### セバスちゃん

活発で好奇心旺盛な女の子。  
安全・安心なバスたちの間で人気者。  
趣味は友達作り、家族旅行が大好き。  
特技は停留所の名前を覚えること。  
夢は日本一周。



### セバスファミリー

公益社団法人日本バス協会のキャラクター。  
セバスファミリーの「セ」はセーフティーの「セ」、女の子は「セバスちゃん」、  
おかあさんは「セバスママ」、おとうさんは「セバスパパ」の3人家族です。  
便利で快適なバスを身近に知ってもらうために誕生したファミリーキャラクターです。

# はじめに

公益社団法人日本バス協会では、平成12（2000）年5月に発生した「バスジャック事件」を契機として、平成13（2001）年度に会員バス事業者向けに「バスジャック団体保険制度」を創設しました。以来、継続して多くの会員バス事業者の皆様にご賛同・ご加入いただいております。

本制度は、事故・事件の発生に伴って生じる各種の費用に対して十分に対応できるよう、団体保険のメリットを活かし、会員各社が個別に加入するよりも割安な保険料で充実した補償内容となっております。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、引き続き多数の会員バス事業者の皆様にご加入いただきますようご案内申し上げます。



公益社団法人 日本バス協会

## 加入実績・保険金支払例

### ◆加入数

令和5年10月現在745社（乗合バス：41,939両、貸切バス：15,558両）

### ◆保険金支払例（一部）

発生日：平成26年7月20日

事故状況：乗客の一人がバスジャックし、運転者は別の場所に行くよう指示され、乗客が車内に拘束される。

対象保険金：災害見舞金費用保険金

発生日：平成24年1月30日

事故状況：乗客の一人がバスジャックし、運転者に別の場所に行くよう指示。指示を無視した運転者が暴行され怪我を負う。

対象保険金：災害見舞金費用保険金

発生日：平成23年11月16日

事故状況：乗客の一人が運転者への威嚇・脅迫行為により、バスの運転を支配。乗客1名、乗務員1名が一時的に体を拘束される。

対象保険金：災害見舞金費用保険金

発生日：平成23年5月19日

事故状況：女性乗客が外国人乗客に抱きつかれ、逃げる際に転倒し怪我を負う。また、間に入った男性乗客も暴行に遭い、怪我を負う。

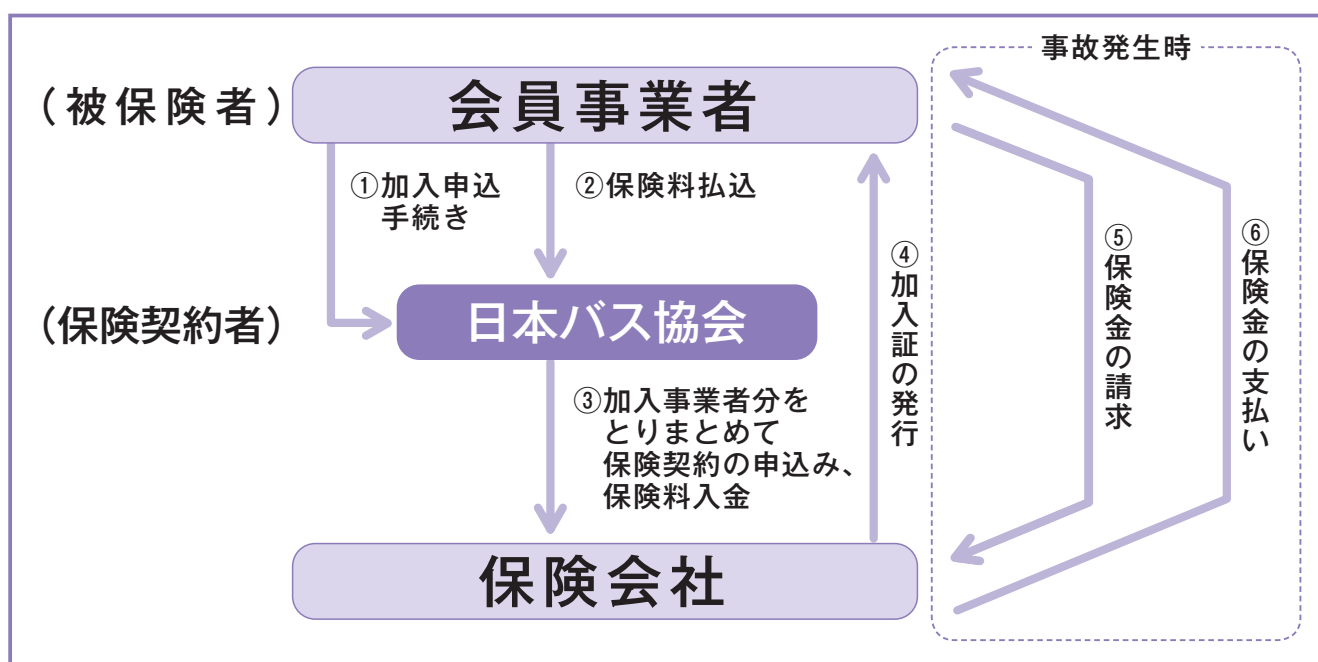
対象保険金：災害見舞金費用保険金

# I. 団体保険制度の概要

## 1 制度のしくみ

- ・本制度は、ご加入を希望される各会員事業者（被保険者）を代表して、公益社団法人日本バス協会（以下「日本バス協会」という。）が保険契約者となる団体契約制度です。  
この保険制度にご加入いただけるのは、日本バス協会の会員事業者に限ります。
- ・次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

### 〈バスジャック団体保険制度のしくみ〉



### 【本制度のメリット】

#### ◆ 保険料が低廉

団体でご加入いただくことにより、個別にご加入するよりも保険料が割安になります。

#### ◆ 充実した補償

団体保険ならではの充実した補償対象範囲と補償金額になっております。

#### ◆ 保険料が損金算入される

法人が負担された保険料は、法人税法上、全額損金算入できます。（令和6年1月1日現在）

## 2 保険期間

令和6年4月1日午後4時より令和7年4月1日午後4時まで 1年間

### 3 補償内容

#### (1) 対象となる損害

被保険者の運行する保険契約の対象となるバス車両内において「テロ・バスジャック事故」または「通り魔殺人」が発生した場合の「被災者への見舞金」、「被保険者の負担する事故対応費用」をお支払いする保険です。

#### 被災者の範囲：乗客および乗務員（添乗員を含む。）

##### 「テロ・バスジャック事故の定義」

次のいずれかに起因した事故をいいます。

- ①第三者が政治的目的を達成させるために、被保険者のバス車両において、乗車中の乗客、乗務員又は添乗員に暴行・破壊活動等の直接的な暴力、又は示威に訴える行動をおこすこと。
- ②被保険者のバス車両を業務運行中（回送中を含みます。）に第三者が暴力、示威、脅迫行為によって不法にその運行を支配すること。

##### 「通り魔殺人の定義」

人が自由に出入りできる場所で、確たる動機がなく、通りすがりに不特定の人に凶器を使用するなどして危害を加えた事件（未遂を含みます。）をいいます。

#### (2) お支払いする保険金の種類と限度額

死亡見舞費用保険金・後遺障害見舞費用保険金※  
< 1名あたり 500万円限度 >

入院見舞費用保険金  
< 1名・1日あたり 5,000円限度 >  
< 1名あたり 50万円限度 >

通院見舞費用保険金  
< 1名・1日あたり 3,000円限度 >  
< 1名あたり 30万円限度 >

災害見舞費用保険金  
< 1名あたり 30万円限度 >

事故対応費用保険金  
< 1事故あたり 2,000万円限度 >

総支払限度額  
< 1事故あたり 1億円限度 >

※ただし、後遺障害見舞費用保険金については、後遺障害の程度によりお支払いする額が異なります。

○この保険は「レジャー・サービス施設費用保険普通保険約款」+「バスジャック団体保険特約」が適用となります。なお、このパンフレットは上記保険のあらましです。ご不明な点等ありましたら代理店・扱者または引受保険会社にご照会ください。



### (3) お支払いの対象となる費用

費用保険金の種類	お支払いする場合 費用の内容
被災者傷害見舞費用保険金	被保険者が被災時に負担する以下の災害対応費用
①死亡見舞費用保険金	被災者が事故時に被った傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が被災者傷害見舞費用（死亡見舞金）を支払った場合
②後遺障害見舞費用保険金	被災者が事故時に被った傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、被保険者が被災者傷害見舞費用（後遺障害見舞金）を支払った場合
③入院見舞費用保険金	被災者が事故時に被った傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院し、被保険者が被災者傷害見舞費用（入院見舞金）を支払った場合
④通院見舞費用保険金	被災者が事故時に被った傷害の直接の結果として、通院により医師の診断を受け、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療のため病院または診療所に通院され、被保険者が被災者傷害見舞費用（通院見舞金）を支払った場合

災害見舞費用保険金	被保険者が被災時に負担する以下の災害対応費用
	死亡見舞金・後遺障害見舞金・入院見舞金・通院見舞金の支払の有無に関わらず、被保険者が災害見舞金を支払った場合

事故対応費用保険金	被保険者が被災時に負担する以下の災害対応費用
①親族現地訪問費用 〔被災者1名につき2名が限度〕	被災者の法定相続人が現地（事故発生地または被災者収容地。以下同様とします。）に赴いた場合の次の費用 ●交通費 ●ホテル等客室料（1名につき14日分が限度） ●渡航手続費用 ●食費等その他引受保険会社が認めた費用
②役員・使用人派遣費用	被保険者の役員・使用人を現地または被災者居住地もしくは被災者の法定相続人の居住地に派遣した場合の次の費用 ●交通費 ●ホテル等客室料（1名につき14日分が限度） ●渡航手続費用 ●事故解決の対策本部等設置のためのホテル事務所等の施設借り上げ費用 ●食費等その他引受保険会社が認めた費用
③通信費用	被保険者が必要とした通信費用
④対応関係費用	・被保険者が手配した対応施設（ホテル・事務所等）借上費用 ・被災者の法定相続人が被保険者が指定する連絡場所を訪問した時の次の費用 ●交通費 ●ホテル等客室料（1名につき14日分が限度） ●渡航手続費用 ●食料等その他引受保険会社が認めた費用
⑤搜索救助費用	被災者を搜索、救助または移動させるための活動に要した費用（活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用に限ります。）
⑥移送費用	・死亡した被災者の遺体輸送費用（現地から被災者の居住地への移送費用） ・治療中の被災者の移動費用（医師・看護師の付添が必要な場合は、その費用を含みます。）
⑦合同葬儀費用	複数の被災者の葬儀を被保険者が営むために支出した合同葬儀費用
⑧災害広告費用	・新聞等への事件に関する社告・広告等掲載費用 ・営業の休止または営業再開の予定を広告するための費用
⑨コンサルタント費用	・医師より被災者の容態に関して医学上の助言を受けた場合に発生した費用 ・被災者等との交渉に際して、弁護士に法律上の助言を受けた場合に発生した費用
⑩他社応援費用	被保険者が他社に対して現地での事故対応に関する応援を依頼したことにより後日他社より請求された費用または費用の支払いを被保険者が行うことを引受保険会社が認めた費用
⑪訓練費用	事故が発生し、事故解決のための訓練に使用したバス車両に関する損害修理費用

※死亡に至るまでの入院見舞費用・通院見舞費用保険金は、死亡見舞費用保険金とは、別にお支払いします。

### (4) 保険金をお支払いしない主な場合

以下の場合には保険金をお支払いしません。

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた事故による損害
- ②被災者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為（その被災者についてのみ適用されます。）
- ③事故発生の日から1年を経過した後に負担した費用
- ④損害賠償金として負担した費用
- ⑤被保険者の役員・使用人によってなされたテロ・バスジャック事故または通り魔殺人による損害
- ⑥被保険者が特段の事由が無く、事故発生時に遅滞なく警察に連絡を行い事件の早期解決に努めるという義務を怠った場合
- ⑦理由のいかんに関わらず、テロ・バスジャック事故の実行犯ならびにその共犯者より脅迫金、身代金の要求に対して被保険者が費用を負担した場合
- ⑧地震、噴火または津波による事故
- ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動<sup>(注1)</sup>による事故
- ⑩核燃料物質<sup>(注2)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注2)</sup>によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 暴動：群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質：使用済燃料を含みます。

なお、上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご照会ください。

## Ⅱ.ご加入対象、ご契約方式及び保険料について

### 1 ご加入対象及び業種区分

#### 〈1.加入対象の事業者・車両〉

保険制度にご加入いただけるのは、公益社団法人日本バス協会の会員事業者に限ります。

ご加入対象のバス車両は、道路運送法第2章第3条第1項のイ「一般乗合旅客自動車運送事業」、ロ「一般貸切旅客自動車運送事業」、道路運送法第2章第3条第2項「特定旅客自動車運送事業」で定められる車両です。なお、乗車定員10人以下の車両であっても、「一般乗合旅客自動車運送事業」または「特定旅客自動車運送事業」の用に供する車両は対象となります。

#### 〈2.業種区分〉

ご加入にあたっては、以下の業種区分に分けてご契約いただきます。

- (1) 乗合 ①一般乗合バス(路線不定期運行・区域運行を含む。) ②高速バス(都市間を結ぶ急行系統で概ね50km以上の路線) ③定期観光バス ④空港リムジンバス  
(2) 貸切 ⑤貸切バス ⑥特定バス

### 2 ご契約方式

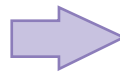
以下の2種類の契約方式から、ご希望に合わせた契約をお選びいただけます。

#### 〈1.業種別包括契約方式〉 ご加入手続きの簡素化・付保漏れの防止

- ・事業者が運行<sup>(注)</sup>する車両を業種区分別に一括して加入する契約方式です。ただし、複数の都道府県にまたがる事業者の場合、全拠点分一括してご加入いただくことのほか、各都道府県単位でのご加入も可能です。
- ・保険期間中の車両数の増減、車両の代替については、ご加入されているものとみなすため、保険の付保漏れの心配がなく、ご通知の手間もかかりません。
- ・ご加入したい業種区分別の車両数(令和6年2月1日現在)を加入申込票にご記入ください。

〈例〉A事業者 一般乗合バス・高速バス・定期観光バスの業種を保険加入する場合

全保有台数が160両 (令和6年2月1日現在)  
(業種別) ・一般乗合バス 100両  
・高速バス 20両  
・定期観光バス 10両  
・貸切バス 30両



バスジャック団体保険  
(業種別) ・一般乗合バス 100両  
・高速バス 20両  
・定期観光バス 10両  
とご記入して頂くだけです。

#### 〈2.個別車両限定契約方式〉

- ・事業者が運行<sup>(注)</sup>する車両のうちご加入したい対象車両を限定して加入する契約方式です。
- ・保険期間中での車両の増減、車両の代替については、その都度ご通知いただくことで保険の対象となります。
- ・ご加入したい対象車両の車台番号が列挙されたリスト(様式は自由)を加入申込票とは別にご提出ください。

(注) 車両を保有する事業者と運行する事業者が異なる場合、運行する事業者がご加入ください。

### 3 保険料

《1両あたり年間保険料》 (1)乗合 (一般乗合バス・高速バス・定期観光バス・空港リムジンバス) 280円  
(2)貸切 (貸切バス・特定バス) 150円

# Ⅲ. ご加入手続きについて

## 1 お申込方法

同封の「加入申込票」に必要事項を記載し、代表者印を捺印のうえ、1、2枚目を返信用封筒により代理店・扱者へ下記の締切厳守でご提出願います。3枚目は、申込控となりますので、お手元で保管ください。

申込締切日 令和6年2月14日(水) 到着分まで

### 【加入申込票記入例 および記入上の注意】

都道府県単位でのご加入の場合は、その都道府県の代表者名をご記入ください。

都道府県単位でのご加入の場合は、その都道府県名をご記入ください。それ以外の場合は、所属する都道府県バス協会のうち代表1か所をご記入ください。

申込書締切 2/14(水) 到着分まで

令和6年度  
「バスジャック団体保険制度」加入申込票

※目的項目はご契約に際して引受保険会社がおたずねする特約重要事項(告知事項)または保険に関する重要な事項であり、ご契約内容が事実と異なる場合に加入を断絶し、保険金をお支払いできないことがありますので必ずにご記入ください。  
★印の項目は必須項目です。証印する場合は申込人の証印をお願います。

加入申込日: 年 月 日

住所: 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9

取扱印: (代表者印)

代表取締役: 三井太郎

所屬バス協会: 東京(都・府・県)バス協会 昨年度ご加入

担当部署: 運輸部 企画課

担当者: 三井 太郎

電話番号: 03-3259-3111

メールアドレス: ( )

保険期間: 令和6年4月1日午後4時～令和7年4月1日午後4時 1年間

有 無

※★【契約方法】 次の1,2のうちいずれかに○をし、1に○をした場合は( )か( )に○を付けてください。  
1 (業種別包括契約方式) 2 (個別車両限定契約方式)

※★ 1.業種別包括契約方式をご選択の場合  
●包括保険対象とする業種別単位に○印をし、業種別数(令和6年2月1日現在)をご記入ください。  
(1)乗合 ①一般乗合バス(100両) ②高速バス(20両) ③定期観光バス(10両) ④空港リムジンバス( )  
(2)貸切 ⑤貸切バス(30両) ⑥特定バス( )

●年間保険料  
乗合(280円/両)×130両=36,400円  
貸切(150円/両)×130両=19,500円  
合計 55,900円

※★ 2.個別車両限定契約方式をご選択の場合  
●本申込書とは別に規定する対象車両の乗合番号を列挙したリスト(格式自由)をご提出ください。  
●リストに記載されていない車両による事故は保険金をお支払いできません。  
●年間保険料  
乗合(280円/両)× 両 = 円  
貸切(150円/両)× 両 = 円  
合計 円

注1)車両を保有する事業者と運行する事業者が異なる場合、運行する事業者がご加入ください。  
注2)申請加入でも請求は引受保険会社にお送りください。引受申請です。

保険料振込口座  
三井住友銀行 丸ノ内支店 普通預金 口座番号: 1407449  
受取人名前: 公益社団法人日本バス協会バスジャック団体保険  
◎保険料のお振込がない場合は、契約が成立したことになります。

都道府県単位でのご加入の場合は、その都道府県の代表者の役職印をご捺印願います。

車両数(令和6年2月1日現在)をご記入ください。

①～④の業種のうち、加入する業種の合計車両数をご記入ください。

⑤、⑥の業種のうち、加入する業種の合計車両数をご記入ください。

## 2 保険料払込方法

最寄りの金融機関より下記の締切厳守でお振込願います。万一、お振込の締切を過ぎた場合は、「加入申込票」のご提出日を問わず、保険期間の開始は、1か月遅れの毎月1日からとなりますのでご了承ください。(例:3月25日お振込の場合、保険期間は5月1日からとなります)

●保険料は下記口座までお振込ください。

三井住友銀行 丸ノ内支店 普通預金 口座番号: 1407449  
受取人名前: 公益社団法人日本バス協会バスジャック団体保険  
保険料振込締切日 令和6年2月21日(水)まで

※保険料の入金は振込のみとさせていただきます。振込手数料は加入事業者のご負担となります。

※「振込依頼書」は同封していません。また、通常請求書は発行していません。

## 3 加入者証送付時期

加入事業者さまへの加入者証の発送は、5月上旬頃を予定しております。

※万が一、発送時期を過ぎてもお手元に加入者証が届かない場合、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。



## 4 保険期間中での中途加入および契約内容変更の取扱

保険期間中であっても、中途加入や契約内容の変更が可能です。代理店・扱者（MSK保険センター：電話（03）3259-7901）までお問い合わせください。

### 〈中途加入の取扱〉

- ・保険期間の途中でもご加入いただけます。加入日からの月割り計算にて保険料のご請求をさせていただきます。なお、加入者証は、ご加入月の翌月末までに発送いたします。

### 〈契約内容変更－業種別包括契約方式〉

- ・保険期間中の車両数の増減、車両の代替については、ご通知いただく必要なく、ご加入されているものとみなします。なお、この場合は保険料のご請求・ご返還も行いません。
- ・新たに業種を追加したい場合は、ご通知ください。この場合は、月割り計算にて保険料のご請求をさせていただきます。

### 〈契約内容変更－個別車両限定契約方式〉

- ・保険期間中での車両の増減、車両の代替については、その都度ご通知いただく必要があります。なお、ご通知をいただいている車両による事故は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ・保険期間中での車両の増減、車両の代替に伴い発生する保険料の差額については、保険期間満了時に一括して月割り計算にてご請求またはご返還をさせていただきます。

## IV.お問い合わせ先

### 「お問い合わせ先・加入申込票送付先」（代理店・扱者） MSK保険センター株式会社 本店営業第二部

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館8階  
TEL (03) 3259-7901 FAX (03) 3259-7917

### 「引受保険会社」 三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第五部 第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
TEL (03) 3259-3088 FAX (03) 3219-0397

### 「保険契約者」 公益社団法人日本バス協会 総務部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階  
TEL (03) 3216-4011 FAX (03) 3216-4016



## 重要事項のご説明

この書面ではレジャー・サービス施設費用保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

## 1 ご加入前におけるご確認事項

### (1) 商品の仕組みおよび引受条件等

#### ① 商品の仕組み

契約概要

レジャー・サービス施設費用保険普通保険約款 + 自動セット特約<sup>(注)</sup> + バスジャック団体保険特約

(注) 次の特約となります。自動セットされる「サイバーインシデント補償対象外特約」に「サイバーインシデント補償特約」があわせて自動セットされることにより、サイバーインシデントによる損害については、他の「保険金をお支払いしない場合」に該当しない限り補償の対象となります。

- ・サイバーインシデント補償対象外特約
- ・サイバーインシデント補償特約

#### ② 補償内容

##### ■ 被保険者

契約概要

加入申込票の「申込人」欄に記載された方が被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。）となります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

##### ■ 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

注意喚起情報

3～4ページをご参照ください。

##### ■ お支払いする保険金

契約概要

注意喚起情報

3～4ページをご参照ください。

##### ■ 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

4ページをご参照ください。

#### ③ 支払限度額・支払限度基礎額

契約概要

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。

支払限度基礎額とは、1事故あたりの支払限度額を定めるための基礎となる額をいいます。

お客様が実際にご加入いただく支払限度額・支払限度基礎額につきましては、加入申込票および普通保険約款・特約にてご確認ください。

#### ④ 保険期間・補償の開始時期

契約概要

注意喚起情報

##### ■ 保険期間

2ページをご参照ください。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

##### ■ 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合<sup>(注)</sup>を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」（8ページ）をご参照ください。

### (2) 保険料

契約概要

保険料<sup>(注)</sup>は、対象とする施設、支払限度額・支払限度基礎額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客様が実際にご加入いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

### (3) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

6ページをご参照ください。

### (4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は、6ページに記載の方法により払い込みください。6ページに記載の方法による保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

### (5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2 ご加入時におけるご注意事項

### (1) 告知義務（加入申込票の記載上の注意事項）

#### 注意喚起情報

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票<sup>(注)</sup>の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社にこの保険契約のご加入の申込みをするために提出する書類をいい、ご加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険種類、支払限度額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約等の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### (2) クーリングオフ（ご加入申込みの撤回等）

#### 注意喚起情報

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

### (3) その他

保険料算出（確定）のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## 3 ご加入後におけるご注意事項

### (1) ご加入後にご連絡いただくべき事項（通知義務等）

#### 注意喚起情報

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○加入申込票の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

○加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

○上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### (2) 解約と解約返れい金

#### 契約概要

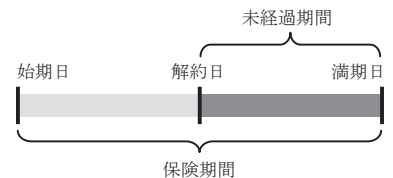
#### 注意喚起情報

この保険契約から脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社へ速やかにお申出ください。

■脱退（解約）の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に脱退（解約）した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■脱退（解約）に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、脱退（解約）日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。



### (3) 失効について

#### 注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### (4) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### (5) 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

## 4 その他ご留意いただきたいこと

### (1) 契約取扱者の権限

#### 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収書の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## (2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

## (3) 保険会社破綻時等の取扱い

### 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## (4) 個人情報の取扱いについて

### 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&AD インシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

## (5) ご加入条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

## (6) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## (7) 事故が発生した場合の手続

### ①事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、損害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)へ

### ②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

\*1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

\*2 事故の内容、損害の額・程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。



保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故状況報告書	引受保険会社所定の事故状況報告書
(3) 公の機関（やむを得ない場合には、第三者とします。）の事故証明書	警察署・消防署の証明書、交通事故証明書
(4) 傷害を被った者が利用者であることを確認するのに必要な書類	施設の利用申込書、宿帳、来客リスト
(5) 被保険者の印鑑証明書	被保険者の印鑑証明書
(6) 被保険者の費用の支出明細書およびその支出を証明する書類	支出された被災者対応費用・災害広告費用の費用の額が確認できる書類・明細書
(7) 被災者またはその法定相続人の受領証等被災者傷害見舞費用の支払を証明する書類	被災者傷害見舞費用の受領書または振込伝票
(8) 被災者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本
(9) 被災者が後遺障害を被った場合は、後遺障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料
(10) 被災者が入院または通院した場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書および入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書
(11) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

MSK 保険センター株式会社 本店営業第二部 TEL 03-3259-7901

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

<チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス>  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらから  
アクセスできます



<お客さまデスク> 0120-632-277(無料)

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
0570-022-808 [北ダイヤル(有料)]

受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)